

2026年 3月 6日
全国港湾25発第55号
港運同盟発26一第7号

一般社団法人 日本貿易会
会長 安永竜夫 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 竹 内



全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 足立賢次



港湾労働政策に関する申入れ書

貴台におかれましては、益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。また、日頃より、港湾運送事業、港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

さて、私たちは、港湾運送秩序の維持と港湾労働の安定は不可分一体のものとするものであり、そのために港湾利用者のご理解とご協力が必要不可欠と考える次第です。

周知の通り、私ども港湾労働組合は、港湾産業が、我が国経済と物流を支える産業として、健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることができる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の課題について貴意回答を示され、協議することを申し入れます。

記

1. 港湾運送料金の適正価格收受と価格転嫁政策について

- (1) 令和4年(2022年)7月に国土交通省港湾局は港湾運送サービスを船社・荷主に対して持続的に安定して提供できるよう港湾荷役の適正な取引環境の実現を示した「港湾労働者不足対策アクションプラン」を策定した中で、深夜・休日の割増料、待機・長期蔵置保管料等或いは人件費、設備費、燃料費等の原価に見合う料金收受ができていない港運事業者の実態が明らかにされ、「港湾運送料金の適正收受と商慣行の改善のためには船社・荷主の協力が必要」と記載されています。

こうした状況を改善するために、令和8年(2026年)2月に船社・荷主と港湾運送事業者が対等な立場で料金交渉を行い、人件費を含めた必要な費用が適切に反映された料金を設定・收受できる取引環境の整備の必要から「港湾運送事業における適正取引等推進のためのガイドライン」を策定しました。つきましては、職場環境整備や港湾

労働者の待遇改善ができる適正料金の収受、及び当該ガイドラインに沿った料金交渉を行うよう関係官署と共に貴協会加盟店社に強く呼びかけていただくことを求めます。

(2) 湾運送秩序の維持と港湾労働の安定に混乱をきたす価格競争（ダンピング）の防止および、多重構造化している港湾産業全体に港湾運送料金の適正料金収受を継続的に協力していただくこと。

2. 港湾運送秩序の維持と港湾労働の安定に資するため、港湾産別協定・港湾労使のルール及び諸慣行を遵守していただくこと。

3. 港湾運送の安全、国民経済の安心・安全を担保するための措置について

(1) 「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」は、取次事業者等にコンテナ貨物の情報等を確実に伝達することを求めています。「同ガイドライン」を履行する立場から、重量、品目、梱包等の貨物情報が、港湾運送事業者、トラック事業者（運転者）に確実に伝達されるようご協力いただきたい。

(2) フレキシブルバッグによる液体貨物輸送は、その危険性からも直ちに禁止すべきと考えており、荷主に同バッグの使用禁止と液体輸送用のタンクコンテナの使用を啓蒙し、関係官署にもその旨を強く働きかけていただくこと。

以 上